

(別記様式1：申請に対する処分)

課名	住宅課	No	1
法令名	高齢者の居住の安定確保に関する法律		
根拠条項	第7条第1項 7-1		
許認可等の概要	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録及び登録更新の申請		

審査基準（策定しない場合はその理由）

法令によって判断基準が十分具体化されづくしているため設けない。

（参考）登録基準は、法第7条第1項に定められている。

標準処理期間（策定しない場合はその理由）

35日

(登録基準)

ヘ ード 基 準	(1)面積	各居住部分の面積は、原則25m ² 以上。(※居間、食堂、台所その他の十分な面積の共同利用部分が別にある場合は、18m ² 以上。)
	(2)構造及び設備	原則として、各居住部分が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。(※台所、収納設備又は浴室を共同利用として適切に備えている場合を除く。)
	(3)バリアフリー構造等	<p>(バリアフリー等構造基準)</p> <p>①原則として、段差のない床</p> <p>②主たる廊下の幅は、78cm(柱のある部分は75cm)以上</p> <p>③主たる居室の出入口の幅は75cm以上(浴室の出入り口の幅は60cm以上)</p> <p>④浴室の短辺は130cm(戸建て住宅以外の場合は120cm)以上とし、浴室の面積は2m²(戸建て住宅以外の場合は1.8m²)以上</p> <p>⑤階段の各部の寸法に関する規定(踏面 19.5cm以上、踏面／蹴上=22／21以下、55cm≤(踏面+蹴上×2)≤65cm)</p> <p>⑥主たる共用階段の寸法に関する規定 (踏面 24cm以上、55cm≤(踏面+蹴上×2)≤65cm)</p> <p>⑦便所、浴室、住戸内の階段に手すりの設置</p> <p>⑧3階以上の共同住宅である場合には、エレベーターの設置</p> <p>⑨その他の基準(住宅専用部分の段差、階段、手すり等、共用廊下・階段等、告示による)</p>
入居者	(4)入居者の資格	<p>①単身高齢者世帯(※高齢者: 60歳以上の者又は要介護・要支援認定を受けている者)</p> <p>②高齢者+同居者(配偶者/高齢者の親族/特別な理由で同居の必要があると認める者)</p>
サービス	(5)提供サービスの基準	<p>①少なくとも状況把握(安否確認)サービスと生活相談サービスを提供</p> <p>②サービス提供スタッフが少なくとも1人以上、日中常駐。(夜間等は緊急通報システムにより対応)</p> <p>③サービス提供スタッフは、社会福祉法人、医療法人、指定居宅サービス事業所等の職員、医師、看護士、介護福祉士、介護支援専門員、ヘルパー2級以上の有資格者など</p>
契約関連	(6)入居契約の基準	<p>①書面による契約</p> <p>②入居者が居住する部分が明記されている</p> <p>③敷金、家賃等の前払金以外の金銭を受領しない契約となっている</p> <p>④(家賃等の前払金を受領する場合)前払金、返還債務金額の算定方法を明示</p> <p>⑤入居後、一定期間までに解約又は契約終了になった場合、前払金等を返還することとなっている</p> <p>⑥入居者の入院等の理由で、居住部分を変更したり解約できないものであること</p>
	(7)完了前の制限	工事完了前に敷金や家賃等の前払金を受領しないものであること
	(8)保全措置	家賃等の前払金の返還債務について、必要な保全措置を講じていること
その他	(9)基本方針等との整合	国の基本方針、都道府県の高齢者居住安定確保計画に照らして適切であること

(別記様式1：申請に対する処分)

課名	住宅課	No	2
法令名	高齢者の居住の安定確保に関する法律		
根拠条項	第13条第1項第1号 13-1(1)		
許認可等の概要	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の抹消の申請		

審査基準（策定しない場合はその理由）

法令によって判断基準が十分具体化されつくしているため設けない。

（参考）登録事業者から登録の抹消の申請があったときは、知事は、登録事業の登録を抹消しなければならない。（法第13条第1項第1号）

標準処理期間（策定しない場合はその理由）

14日

(別記様式1：申請に対する処分)

課名	住宅課	No	3
法 令 名	高齢者の居住の安定確保に関する法律		
根 拠 条 項	第28条第2項 28-2		
許認可等の概要	指定登録機関の指定の申請		

審査基準（策定しない場合はその理由）

当面、指定を行う予定がないことから、審査基準は定めない。

標準処理期間（策定しない場合はその理由）

設定しない

(別記様式1：申請に対する処分)

課名	住宅課	No	4
法令名	高齢者の居住の安定確保に関する法律		
根拠条項	第33条第1項 33-1		
許認可等の概要	指定登録機関の登録事務規程の認可の申請		

審査基準（策定しない場合はその理由）

当面、指定を行う予定がないことから、審査基準は定めない。

標準処理期間（策定しない場合はその理由）

設定しない

(別記様式1：申請に対する処分)

課名	住宅課	No	5
法令名	高齢者の居住の安定確保に関する法律		
根拠条項	第37条第1項 37-1		
許認可等の概要	指定登録機関の登録事務の休止・廃止に関する許可の申請		
審査基準（策定しない場合はその理由） 当面、指定を行う予定がないことから、審査基準は定めない。			
標準処理期間（策定しない場合はその理由） 設定しない			

(別記様式1：申請に対する処分)

課名	住宅課	No	6
法 令 名	高齢者の居住の安定確保に関する法律		
根 拠 条 項	第54条 54		
許認可等の概要	終身建物賃貸借事業の認可の申請		

審査基準（策定しない場合はその理由）

法令によって判断基準が十分具体化されづくしているため設けない。

（参考）認可基準は、法第54条各号に定められている。

標準処理期間（策定しない場合はその理由）

21日

一部改正

(別記様式1：申請に対する処分)

課名	住宅課	No	7
法 令 名	高齢者の居住の安定確保に関する法律		
根 拠 条 項	第56条第1項 56		
許認可等の概要	終身建物賃貸借事業の変更の認可の申請		

審査基準（策定しない場合はその理由）

法令によって判断基準が十分具体化されづくしているため設けない。

（参考）変更内容について、当初申請の認可を準用する。

標準処理期間（策定しない場合はその理由）

21日

一部改正

(別記様式1：申請に対する処分)

課名	住宅課	No	8
法 令 名	高齢者の居住の安定確保に関する法律		
根拠条項	第58条第1項 58-1		
許認可等の概要	認可事業者による終身建物賃貸借の解約の申し入れに関する承認の申請		

審査基準（策定しない場合はその理由）

法令によって判断基準が十分具体化されつくしているため設けない。

（参考）承認基準は、法第62条第1項各号に定められている。

標準処理期間（策定しない場合はその理由）

21日

一部改正

(別記様式1：申請に対する処分)

課名	住宅課	No	9
法 令 名	高齢者の居住の安定確保に関する法律		
根 拠 条 項	第67条第3項 67-3		
許認可等の概要	認可事業者の地位の承継に関する承認の申請		

審査基準（策定しない場合はその理由）

法令によって判断基準が十分具体化されづくしているため設けない。

（参考）認可事業者から認可住宅の敷地の所有権その他当該認可住宅の整備及び管理に必要な権限を取得していること。（法第67条第3項）

標準処理期間（策定しない場合はその理由）

7日

一部改正